

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社99イチバ 行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和 3年 3月 1日～令和 8年 2月28日までの 5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供の徹底。

<対策>

- 令和 3年 3月～ 育児等に関する諸制度の再確認
- 令和 3年 10月～ 育児等に関する諸制度について 会議等で周知

目標2：育児休業を取得しやすく、復帰しやすい環境作り

- ・休業中も社内情報（制度改正等）の提供（社員対象）
- ・休業者が復帰しやすいように自宅に近い店舗での勤務に配慮（社員対象）

<対策>

- 令和 3年 3月～ 対象者への個別フォロー体制の確立

目標3：年次有給休暇を取得しやすい環境づくり

- ・計画期間中に全員年間6日以上の取得目標（年間10日以上の方）

<対策>

- 令和 3年 3月～ 個人別の取得計画の作成及び、取得状況の把握と取得促進
- 令和 3年 3月～ 適切な人員配置への見直し